

令和6年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第5号

令和6年9月20日（金）

応招議員（12名）

1 番 赤 間 繁 幸 君	2 番 鎌 田 暁 史 君
3 番 鈴 木 利 博 君	4 番 赤 間 則 幸 君
5 番 佐々木 和 夫 君	6 番 鈴 木 恵 子 君
7 番 金 須 新 一 君	8 番 田 中 三 恵 子 君
9 番 熱 海 文 義 君	10 番 石 垣 正 博 君
11 番 高 橋 重 信 君	12 番 石 川 良 彦 君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田 中 学 君	副町長	金 須 豊 洋 君
教育長	鳥 海 義 弘 君	総務課長	熊 谷 有 司 君
財政課長	菅 野 直 人 君	まちづくり政策課長	高 橋 優 君
復興推進課長	門 脇 匡 哉 君	税務課長	小 野 純 一 君
町民課長	千 葉 昭 君	保健福祉課長	伊 藤 義 継 君
農政商工課長	本 間 文 二 君	地域整備課長	武 藤 亨 介 君
上下水道課長	齋 藤 正 智 君	会計管理者	赤 間 良 悦 君
学校教育課長	角 田 倫 明 君	社会教育課長	片 倉 剛 君
代表監査委員	雫 石 顕 君		

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 相澤幸子 主事 高橋映瑠

議事日程第5号

令和6年9月20日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 認定第1号 令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定

			について
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 9	認定第 8 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 1 0	認定第 9 号	令和 5 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
日程第 1 1	議案第 5 5 号	令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）	
日程第 1 2	委発第 2 号	議会傍聴人規則の一部改正について	
日程第 1 3	閉会中の所管事務調査		

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	認定第 1 号	令和 5 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 9 号	令和 5 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 11	議案第 55 号	令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 12	委発第 2 号	議会傍聴人規則の一部改正について
日程第 13	閉会中の所管事務調査	

午 前 10 時 00 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、9 番熱海文義議員及び10番石垣正博議員を指名いたします。

日程第 2	認定第 1 号	令和 5 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 8 号 令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 9 号 令和 5 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第 2、認定第 1 号 令和 5 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、認定第 2 号 令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、認定第 3 号 令和 5 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、認定第 4 号 令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 5 号 令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 6 号 令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 7 号 令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 8 号 令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 9 号 令和 5 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 9 号までの決算について、委員長より審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員長熱海文義議員。

決算審査特別委員長（熱海文義君） 皆さん、おはようございます。

それでは、御報告申し上げます。

令和 6 年 9 月 20 日

大郷町議会議長 石 川 良 彦 殿

決算審査特別委員会

委員長 熱 海 文 義

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第 72 条の規定により報告する。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定した。

記

事件番号、件名、審査の結果の順番で読み上げます。

認定第 1 号 令和 5 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第 2 号 令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について、認定すべきものと決定。

認定第3号 令和5年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第4号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第5号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第6号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第7号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第8号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第9号 令和5年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきものと決定。

裏面を御覧いただきたいと思います。

令和5年度各種会計決算審査意見

<一般会計>

- ・ 職員の増員と適正な配置に努められたい。
- ・ ふるさと応援寄付金の返礼品に、町独自のパッケージを検討されたい。
- ・ 未登記事案の早期完了に向け引き続き努力されたい。
- ・ おおさと地域振興公社の過年度返納金の早期解消に努められたい。
- ・ 「総合計画」策定に住民の声をしっかりと反映されたい。
- ・ 企業誘致に向け環境整備を早急に図られたい。
- ・ 空き地・空き家対策について積極的に取り組まれたい。
- ・ 消防団員と交通指導隊員の確保に努められたい。
- ・ 税のさらなる収納率向上に努められたい。
- ・ ふれあい号利用者の利便性を考慮した運行を図られたい。
- ・ 通園バス・スクールバス運行の見直しを検討されたい。
- ・ 各種検診のさらなる受診率向上に努められたい。
- ・ 町独自の農業後継者に対する支援を強化されたい。
- ・ 有害鳥獣対策事業の拡大と、さらなる強化を図られたい。
- ・ ふれあい農園の管理運営について再検討されたい。
- ・ 物産館2階の有効利用を図られたい。

- ・危険ブロック塀の早期解消に努められたい。

<国民健康保険特別会計>

なし

<介護保険特別会計>

なし

<後期高齢者医療特別会計>

なし

<下水道事業特別会計>

- ・引き続き加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。

<農業集落排水事業特別会計>

- ・引き続き加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。

<戸別合併処理浄化槽特別会計>

- ・引き続き加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。

<宅地分譲事業特別会計>

なし

<水道事業会計>

- ・石綿セメント管の更新と漏水調査を早期に行い、有収率向上に努められたい。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

それでは、まず本案に対する反対討論の発言を許します。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 認定第1号 令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対して反対の立場で討論を行います。

昨年の3月議会で、令和5年の3月16日であります。令和5年度の一般会計予算に対して反対討論が行われております。この反対討論で指摘がされた事項が予算に盛り込まれていない状態のまま決算となりましたので、この決算の認定には反対をいたします。

予算に対する反対討論の内容を踏まえまして、3つの要望について述べたいと思います。

まず初めに、ふるさと応援寄附金を寄せてくださっている方々との交流について検討することを要望いたします。

本町の実態を知ってもらうためにも、都市圏に住み、本町をもってふるさと応援寄附金を寄せてくださっている皆様と積極的な交流を図ることは大切な取組と考えます。

2つ目に、すこやか子育て医療費の助成について、子供の均等割については納税後に戻すという内容について、当初から課税しない方法を要望いたします。

本件については、昨年9月の一般質問でも取り上げました。多額のシステム改修費がかかるということで、現在の納税後に戻す方式となっております。今後予定されております自治体システムの標準化のタイミングで、改善できる余地はないか検討を求めます。

最後に、飼料価格の高騰に直面されている畜産農家の方々への支援を強化し、大郷産牛の消費拡大を図るための取組について力を入れることを要望いたします。

大郷産牛の消費で健康な体づくりを心がけたいという住民の皆様の要求に対応できる環境づくりを強く求めたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第1号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第2号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第2号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第3号 令和5年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第3号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第4号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第4号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第５号 令和５年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第５号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和５年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第６号 令和５年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第６号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和５年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第７号 令和５年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第7号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第8号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第8号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 次に、認定第9号 令和5年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第9号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和5年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11 議案第55号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第55号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第55号 一般会計補正予算（第6号）について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第55号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度大郷町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,450万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,999万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月20日 提出

大郷町長 田 中 学

最初に、今回の補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、おおさとスマートスポーツパーク事業に係る計画地での地質調査及び地質分析、基本設計等の業務委託料の計上となります。

これまで2回、土地購入費及び業務委託料の予算を提案してまいりましたが、今回は業務委託料のみの計上となります。

金額につきましては、物価高騰によるボーリング調査の燃料費等の単価増から27万4,000円増額計上しております。

今回の補正予算につきましては、当該事業での町の役割である土地造成等の概算事業費を把握するため、どうしても必要な予算となります。

歳入では、企業版ふるさと納税基金において財源調整をしております。

続きまして、３ページをお開き願います。

第１表歳入歳出予算補正により内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第19款繰入金第１項基金繰入金5,450万4,000円の増額補正です。令和6年３月に当該事業に賛同する企業からいただきました寄附を積み立てておりました企業版ふるさと納税基金から全額繰り入れし、財源とするものです。

歳入補正額合計5,450万4,000円の増額となります。

続きまして、４ページをお開き願います。

歳出です。

第２款総務費第１項総務管理費5,450万4,000円の増額補正です。おおさとスマートスポーツパーク事業計画地約19ヘクタールの３か所のボーリング調査、地質分析、事業マネジメント、基本設計等の業務委託料となります。

歳出補正額合計5,450万4,000円の増額です。

以上、補正前の予算額62億8,549万4,000円に、歳入歳出共5,450万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ63億3,999万8,000円とするものです。

以上で、議案第55号 一般会計補正予算（第６号）につきましての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第55号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。２番鎌田暁史議員。

２番（鎌田暁史君） それでは、補正予算について２点御質問をいたします。

まず１つ目なんですけれども、今回の予算のうち、ＳＳＰ事業マネジメント業務委託費2,130万円の中身についてお伺いをいたします。この予算の中には、農振の除外の申請や農地転用の申請、また用地の取得に関する費用は含まれているのかどうか、お伺いをいたします。

２点目に、６月24日にＳＳＰ構想の調査特別委員会が開催をされました。その際に、担当課より敷地の造成について次のような説明がございました。一次造成後に、軟弱地盤のため10センチから20センチ地盤が沈下する可能性があります。二次造成でスポーツX社が盛土を行う。このような説明がございました。一方で、おとといの全員協議会では、スポーツX社との協議、調整を行った結果、凸凹しているところをならすよ

うな程度で盛土は想定していないとの説明がございました。伺いますが、このスポーツX社との協議というのはいつ頃行ったのでしょうか。

以上、2点お伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

まず、1点目についてでございますけれども、マネジメント業務の内訳でございますけれども、今回、設計費用の中にマネジメント業務という項目を入れさせていただいておりますけれども、この内訳は、今回、地質調査測量のデータを用いて設計を行うわけですが、関係機関協議というところで協議内容の資料の作成と、それから打合せに役場と一緒に同行していただくというようなところで、マネジメントというところで計上させておまして、その内容の中に農振、農転の関連の資料の作成、それから開発協議関係の資料の作成とその打合せの動向というところがマネジメントの中の大きな役割になっているという認識でございます。

それから、2点目として敷地造成について、先日、不陸等の御説明をさせていただいたわけですが、今現在、資料のほうではスポーツX社さんのほうで、町のほうで造成した後、不陸整正をして、その上にグラウンドの整備を行っていくというところで、資料の中には不陸整正のみというところを書いてございますけれども、その以降、まず開発の基準に沿った構造というところになってこないと許可というのは受けられませんので、その辺のまず開発基準の許可に沿った構造になる必要がございますので、その際に盛土が必要になるという場合もございますので、その際は、スポーツX社さんのほうでその辺は費用を負担して盛土等行っていくというところでございます。

協議の時期については随時協議をしておまして、直近で18日に全員協議会を行います。その後も盛土の状況についてスポーツX社さんで負担をするということも確認はしてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 1点目の質問について再質問いたします。

マネジメントの予算には農振除外の手続とか農地転用、用地取得に関する費用が入っているという御答弁でありました。こういった費用は、土地の購入が可決となって初めて着手できる作業ではないかと思われます。これまでSSP関連の予算というのは、土地の購入費と、あと開発

と測量等の委託費がセットになって提案をされておりました。今回、測量と開発の委託の費用のみとなっているのですが、マネジメントの業務の費用の中には土地の購入が可決となった前提の費用が含まれております。私は、マネジメントの予算について、設計に関する部分と土地の購入が前提になる費用を分けて提案すべきではないかと考えますが、所見についてお伺いをいたします。

そして、2つ目の質問です。盛土の必要があるという御答弁でございました。そうしますと、その費用はスポーツX社が負担すると思われますが、金額等については一切これまで資料に記載をされてございません。スポーツX社の今回の予算を調整する状況は非常に厳しいと伺っております。1億円の融資を受ける状況でありまして、今後、大幅な予算の増加というのは、プロジェクトがストップする可能性もあると私は思っております。この点について御説明をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） マネジメントの中に農振・農転手続というのが入っておりますけれども、全て事前協議が必要になってまいりますので、まず開発申請の許可と設計を行うためにも農振、農転というのを事前に協議を行っているということが前提にもなってくるという項目でございますので、その辺、全て協議整えてからでないと関連した協議の場というのはなかなか望みにくくなるので、その辺は事前に含めているところでございます。

それから、敷地造成の盛土についてですけれども、資料のほうに明確に記載はないところではありますけれども、スポーツX社さんのほうに随時確認をしております中で、盛土が必要になるという可能性については事前に十分認識をしていると伺っておりますので、その辺も企業さんのほうでしっかり認識はしておりますので、準備が入っているという確認だと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 2つ目の質問、盛土の必要性はスポーツX社さんも認識をしているということでございます。その金額、例えば、60センチ盛土する場合に7億円から10億円かかるという専門家の御意見もございまして、1億円の融資についてまだめどが立っていない企業が新たに7億円から10億円の負担する場合、かなり厳しい状況になるのではないかと私は考えますが、そういった金額等について早急に詰める必要があるのでは

はないかと考えますが、こういった御見解でしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 正確な数字についての確認でございますけれども、やはりまず、今、概略の検討段階でございますけれども、やっぱり設計の後に詳細に額がはつきりした段階で、企業さんのほうでもそれに沿った資金の対応について検討するものと思ってございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今回の5,400万円の測量費に当たって、詳細設計というものをやるからそれで測量をさせてくれというふうになっているわけでありまして。このことによって、例えば、これまでに総事業費が町での手出しで3億2,000万円から4億円か、このぐらいの費用だということではありますが、その詳細設計をやった後にそれと相当かけ離れた費用となった場合、この事業をどうするのか。やめるのか、続けるのか、その辺ひとつ。

もう一つ、七十七リサーチにおいて、このエリアで人が集まるかどうか分からないとあります、このサッカー場に。そういうことからして、サッカー場ではなくソーラーシェアリングなど電源供給基地として、メガソーラーとして魅力があると書いてございます。企業版ふるさと納税、7月1日に表彰を受けた企業がございまして。その中で、その企業は産業用太陽光発電システム販売、設計、施工のある企業先から寄附を受けています。この事業、何か関連がないのかどうかも含め、どう思っているのか、町の所見をお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（金須豊洋君） まずは、1点目の概算事業費、増額になった場合どうするのだということで御質問いただきました。その点につきましては、今回、先ほど担当課長より御説明申し上げましたけれども、いろいろな協議を経て詳細の設計の内容を詰めてまいります。それに基づいて、かかる費用については精査させていただきますので、そういったものにつきましては、SSP構想の特別委員会、そういった場面においてきちっと進捗に従って御報告させていただきながら、そこは確認していただきたいと考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） かけ離れた場合どうするんですかというんです。かけ離れた場合は特別委員会でやっていくということですか。どうぞ。

副町長（金須豊洋君） かけ離れた場合ということなんですけれども、議場の

皆様も御存じのとおり、昨今のやはりどうしても円安なりいろいろ紛争の影響も受けた中で、資材の高騰という外的な要因がございます。そういったものもきちっと反映しながら、今回は総事業費について、概算事業費について精度を高めるということでございますので、そういった外的な要因を考慮した事業費ということで詰めさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

先ほど御質問、7月1日に町のほうで表彰しました太陽光の関連する企業様がこのSSP事業に関係あるのかという御質問だと思いますが、関係は一切ございません。御寄附いただいたところにつきましては、太陽光の事業として町のほうで既に事業等を行っている企業様でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今の答えの中で、物価上昇がどうのこうのということになればいつまでも概算の町の手出しというのは分からないのではないかなと、俺、決まらないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はしっかりと考えてみていただきたいと思います。

それで、この事業というのはやはり企業というものがやるわけでございます。その企業が思わしくないとすれば、これは事業をやる理由がない。思わしくないとすれば、事業の遂行というのは無理ではないかとそのように思います。

18日に我々に配付された説明書の中で、スポーツX社の概算工事費12億9,800万円、これはグラウンドにおいてグラウンド天然芝4面、人工芝8面、12面、この件について、藤枝MYFCの責任者からお伺いしたことによれば、1面1億円近くのお金がかかると聞きました。

そうしますと、このスポーツX社の概算要求は3億6,000万円。果たして3,000万円単位でそれができるのかというのは、非常に私、不思議にこれ思ったわけであります。

と同時に、七十七銀行のリサーチにおいて、調査でも利益が出ていないというような調査の結果でもございます。

それらを含めて、町ではこの辺をどのように判断なさっているのかお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

まず、サッカーグラウンドの整備費用についてでございますけれども、Jクラブが使うようなグラウンドの仕様、それから一般の人たちが使うようなサッカーのグラウンドというのは当然構造というのが違うというところで、整備費用というのは大分変わってくるのかなというところで考えてございます。

ちょっと参考までに、町というか公共単価を用いて整備費を、簡単ですけども、ざっとはじいてみると、大体町のほうで引き渡した後、不陸整正以降を整備した場合というところですけども、大体1面当たり2,500万円ぐらいで公共単価で用いると整備が可能かなというのを、ざっくりですけども、把握しております。

そこは公共ですので、民間事業者さんがやるというところの詳細というのは町では分かりかねるので、そこは今出ている資金計画上の数字でできるものと認識しているところでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

利益が出ていない、単純に赤字の企業さんがこういった事業の投資ができるのかという御質問だと思いますが、そこは判断の基準は明確に持ち合わせているわけではないので、この数字以上で大丈夫、大丈夫じゃないというところはちょっと申し上げにくいんですが、企業さんの説明ですと、今現在、営業キャッシュフローよりも投資のキャッシュフローが多い状況は、企業は拡張することを一番の優先としてやられているという説明を受けている中で、町としては、その可能性について完全に否定できるものではない、むしろ可能性が高いものではないかというところでの見解を示しているというところで御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 町ではそういう判断だと。だから、これをやりたいというような判断と考えました。

継続するに当たって、後々まで町のほうではいろいろ考えているかと思います。この契約時にはどうするのか。例えば、この事業がいいとなったときに、その契約時に宿泊棟を2棟建てる、総体で6億円でございませうか、うち4億円が県内の金融機関から調達をするんだというような計画のようであります。

先ほどもお話を申し上げました3期連続で当期純損失の計上をなさっている企業に、果たして4億円の調達が可能なのかどうか。私らの判断

はそこで、私はそう思っております。もしできたとしても、建物における抵当権なり、または借地権、こういうようなものが入ってくるわけだと私は思います。

町では、スポーツX社について、その辺まで契約書の内容というものをしっかりと考えているのかどうか。判断として、まだ何もしていないのか。それも含めてお伺いしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

今の話は、土地の賃貸借契約のお話かと思いますが、今、素案のほうは出来上がっております、これまで議会のほうから御質問、それから御意見がありました補償金のことでありましたり、事業が進まない場合に町としてどのような形の対応を取るのかと、また上物建物を自由に売買できないような形の考慮をしているのかというような中身のほうを御意見としていただいております。

それらを踏まえた形で、今、素案のほうを作成できておりますので、これから役場内のほうで最終的な調整のほうに入って、その後、皆様のほうにお示しできる時期が来ましたらお示ししたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。3番鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） おとといの全員協議会でのときに、この事業が順調に進んだと仮定した場合に、土地の購入費用は公共事業整備基金から捻出するというお話があったかと思っております。その点についてお聞きいたします。

まず、実際に公共事業整備基金というのは、今現在、町としてあるのかどうか。あと、もしあったとして、この基金は造成費用に充てられるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

あともう一つ、ボーリングする箇所が3か所ということなんですけれども、19ヘクタールもある広い面積の中で、たった3か所で本当にまともな地質調査ができるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

公共施設整備基金でございますが、今現在で令和6年度末で想定している残高が7億3,000万円ほどございます。今回の事業につきましては、こちらの公共施設整備基金のほうを使わせていただきたいと思いますと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） ボーリング調査の3か所についてですけれども、

今回、新たに掘るというところが3か所でございますけれども、過去に、近隣で既に調査を行っているところがございまして、国のほう、それから県とか過去に掘ったものというのはデータとして残っておりますので、堤防付近とか橋の整備とかというところを行った際の堤防データというのは、近隣にはかなり残っております。ですので、その辺を含めて相関を取って足りないところということで、今回、3か所新たに掘って土の状況を確認しようとしているところでございます。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 足りないところの3か所というのは、大体全体の中のどの辺あたりなのでしょう。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 掘る詳細の箇所については、設計業者さんが決まり次第、位置の検討というのは入るかと思っておりますけれども、そこで既存のボーリングデータと比較して、足りないと思われるところを設計業者さんで設計して実際に入っていくという流れでございます。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） そうしますと、もしかしたら3か所じゃ足りないといったことはないですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 周辺、近隣のボーリングから見ても、おおむね大きな形状の土の変更という変化点というのがあまり見られない土地というのは確認できておりますので、今のところ、業者さんからの提案でも3か所でまずは検討可能ということで判断してございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。9番熱海文義君。

9番（熱海文義君） それでは、先ほど鎌田議員からもありましたけれども、私が懸念するのは、会社というより、町で幾ら出さなきゃないのという、簡単に、それが心配なんです。今回の設計が通ってしまって、土地購入が始まって、そうしたらもう前に進むしかないじゃないですか。進んでしまっただけからは後戻りできないので、この段階できちっと議論しようという思いがあるんです。

そこで、今日、初めて渡された資料があるんですけれども、今まで出してもらっていないんですけれども、施工の仕方が初めて出てきたわけです、天然芝と人工芝の施工が。見てもらうと分かりますけれども。もう2年何か月もたって、もう3年近くたって初めてです、これ出てきた

の。

この仕事はどこでやるんですかという話も、全員協議会でも聞きました。スポーツXでやるという話ですけれども、今回も初めてグラウンドということで詳細に出たんですけれども、天然芝の造りと人工芝の造りで金額が3,000万円ほど違いがございます。まず、これはどうしてこのくらい違うのか。

なぜかという、町で国からもらった盛土をするわけです。下がる分も見越して上げて盛土するわけです。その上に碎石をひくわけですよ。碎石の前に平らにならすんですよ、ある程度固まってから。それが300万円の予算がついています、スポーツXのほうで。その上に碎石を引くわけです。

人工芝の場合、その上にアスファルトを張るわけです。それが1面4,000万円ですか。

天然芝の場合は、碎石を引いた上にきれいな土を、精製した土を盛るとなっていますけれども、私聞いたところには、これに肥料を混ぜた土を入れないといけない。肥料代も出てきます。そうすると、芝代だ、碎石だ、工賃だっていろいろ考えると、天然芝1面1,000万でできるはずがありません。私がちょっと調査した結果で、まずありません。3,000万円でも難しいという話でした。しょっちゅうやっているサッカー場を造っているところに聞いたから間違いないと思うんですけれども。できません。

そして、スポーツXがもしできない、下の部分は町だよと言われたとき、町で出すんですか、これ。そこをまず聞きたい。だって、できない、出せないと言われたとき、町で出すんですか。設計してみないと分からないと、何回もそのとおりに言っているんだけれども。始まってしまったら止められないから、今言っているの。天然芝もコンクリートでなくてアスファルトを張るにしても、大体何センチ上げたら、面積割でやったら、もう町の企業さんに聞けば大体の値段が出てくると思うんです。そこもスポーツXできちっと出すんですかということです。そこまで出せるんじゃないの、普通。役場の職員が計算しても。こんな調査しなくたって、ある程度。それから、まず、そいつをスポーツXで出せないとなったときどうするんですかというのが1つ。

それから、予算に入っていない部分で、第1工区、第2工区と分けてやるんですけれども、最初からそこに盛土できないじゃないですか。前の説明、全員協議会かな、で言っていた盛土の仕方、第2工区に一度仮

置きをして、その後に第1工区に盛土するという説明で間違いないと思うんですけども、じゃあ、その運搬費なり作業をする人の人件費なり、会社の部分だけども、機械なりを借りるのに幾らかかるんですか。半分にしたって9ヘクタール動かすわけです、立米にすれば。計算すれば分かると思うんですけども。その部分の予算は何も出ていないですよ。それだって国でやるわけじゃないですよ。国は取りあえず川砂を町に入れるだけで。その後、町で移動して定圧かけて盛土していくんですよ。その部分の予算がないんですけども、これから今度補正で出てくるわけですよ、多分。それだって幾らかかるか分からないですよ。

第1工区の場所に盛土をするのに今度調整池を造らないといけないという、それはどこで負担するんですか。国で造ってもらえるんですか、調整池。そういう説明が全然ないんです。じゃあ、第2工区をやるとき、盛土はどこでやるんですか。それだって町でしょう。また調整池造らなきゃいけないんでしょう。こいつははどこでやるんですかと。どこの負担なんですか。前にも聞いているんですけども、きちっとした答弁がないんです。毎回、説明していくたびに、55町歩から60町歩になったり、毎回、説明が変わるの。だから信用できないのよ。これどう考えるんですか。

もう一つ、スポーツパーク構想の中で、調査委員会のほうであったんですけども、町の負担10億になっているんです、説明の中に。今までは町長、4億円以上かからないよという話だったんですけども、10億円になったんです。その6億円は、私の考えではスポーツX以外の残りの35町歩の造成かなと思っていたんですけども、でも昨日の段階で全協あったときに造成はしないという話だったんです。じゃあ、この6億円は何なんですか、上がったのは、理由は。教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） まず1点目ですけども、まず今日お配りした資料というのは、先日18日の全員協議会で御質問のあったところの回答として、参考資料としてお配りさせていただいております。

ページで言うと4ページになりますけれども、これはこういう構造でグラウンド造りますよという説明の資料ではなくて、費用分担の説明をするために、これはあくまでも参考となる断面図をネットから、すみません、引っ張っただけの構造になっておりまして、今回の構造がこのとおりになるということでの説明の資料ではないと御認識をいただければと思います。

議員さんのおっしゃるように、砂のところが今後どうなるんだという話ですけれども、そこについては、そこに記載をしておりますけれども、まず開発許可基準を満たした構造にする必要がございます。その際に、さらに今スポーツXが想定しているよりも砂の量が多くなるとか費用が多くなるという部分については、スポーツXのほうで負担をするということで確認を取ってございます。

それから、人工芝と天然芝では値段が違うというのは、先ほど議員さんおっしゃったように、間のコンクリートが入ったりというところでまず構造が変わってくると思ってございます。ですので、その辺の金額というのは当然、天然芝と人工芝では違うというのは認識しているところでございます。その辺はスポーツXもサッカーJクラブ運営している企業ですので、その辺は十分プロですので、その辺は企業のほうが詳しいと思ってございますので、そのような企業で考えるところの数地というのをうちのほうでは信用しているというところでございます。

それから、盛土の仕方でございますけれども、第1工区、第2工区と分けて施工はしていくんですけれども、今回、これまで令和6年度に河道掘削で発生する土を町のほうで国のほうから受けたいというところで、流れで工程を組んでいたところなんですけれども、これまで2回の否決の結果、設計に入れない、開発許可の申請ができないというところで、今年度の土というのは、国のほうからは町のほうに入ってこないということになってございます。ですので、仮置きということがまず物理的に不可能というところで、前回、委員会で御説明させていただいたような仮置き、それからその分の調整池というのは、現時点ではもう不要かなと思ってございます。

今回の設計で新たに第1工区、第2工区まとめたの開発申請を行いますので、その辺の調整池の容量というのは、今回の設計の中で検討はしますけれども、調整池の整備というのは事業者の行う負担で行いますので、そこはスポーツXのほうで行うというところでございます。

それから、3つ目ですけれども、この間お示した昨年度の資料で、町のほうで事業費10億円というお話で資料を出していますけれども、この間御説明をしたとおり、農業団地を仮に町のほうで造成をした場合、6億円がかかりますというところで、当時、コンサルさんのほうで計画はして事業費を出しておりました。ただ、その後、中で御説明したように算出する企業さんというのを想定される企業さんというのが変わってきていますので、今の時点の農業団地の整備方針というところは、町の

ほうで造成はしないというところですので、10億円ではなくて、農業団地の6億円分を引いたところが今の町のほうで考える事業費というところで、そこが6億円というところで変わっていると認識いただければと思います。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。

午 前　11時00分　休　憩

午 前　11時10分　開　議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの1回目の質問に対して答弁漏れがあったので、その分もやります。最初にそちらから。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君）　すみません、先ほど確認のございました中で少し補足させていただきたいと思います。

まず、この事業の設計業務を発注した場合に後戻りできないんじゃないかという御指摘ございましたけれども、先日、御説明をさせていただきます18日の全員協議会の時点で、今回の業務の進んだ後のフローをお示しておりますけれども、今回、事業費を算出して、この事業が今後継続していくかどうかというところを判断いただくためにも概算事業費を出すという認識でございますので、その時点で再度、議員の皆様にお諮りをさせていただくという場所を設けたいと思ってございまして、今回、その設計業務のほうで判断できる資料を出したいと思ってございます。

それから、スポーツXの資金についてのところでございますけれども、今回、事業が一旦進むとなると、開発申請の段階で県のほうからスポーツXの資金計画についての審査というのは再度入ることになってございます。そこでは自己資金でやるのか、それから融資を受ける場合はどの金融機関から融資を受けるかというところというのも県のほうで審査入りますので、その状況について町のほうでも注視してまいりたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

議長（石川良彦君）　熱海文義議員。

9番（熱海文義君）　スポーツXが資金繰りに困って県のほうで調べるということなんだけれども、そんでいいの。それでよろしいんでしょうか。今まで一環としてずっと資料を見てきて、スポーツXの予算は何にも変わっていないんです、約13億円。足したり引いたり一切ございません。これまで、先ほども言いましたけれども、3年間も話し合いをしてきて、施工の仕方が今日初めて出してもらったんですよ、これ。この部分はどう

するんですかと2日前にも聞いたんですけれども、それはスポーツXだと。だけれども、スポーツXは300万円しか出さない内容になっているんです。本当にスポーツXでやれるんですか、これ。会社はどうであれ、金借りるのも、石垣議員も言ったけれども、最初に言ったとおり、スポーツXでしないとなったら町負担じゃないんですかという点。この出し方、こんな大事なことをネットで調べてきたから出したというような、そんな答弁ないでしょう。俺もちょっといらいらしてくると声が高くなるんだけれども、できる限り抑えてしゃべっているんだけれども、そんなやり方ないでしょう。今日だよ、だって。朝だよ、よこしたの。前にもそうだけれども。何でこういうやり方するの、今日採決するんだよ。それが今日なんですよ。おかしいと思わない。とにかく心配しているのは、俺、盛土の部分で洗い砂、これだってさっきも言ったように肥料混ぜてやらないと駄目だということなので、こいつはあくまで基本的な内容だけれども、もっと、例えば、ここで上げればもうちょっと砂を入れなきゃいけないとかコンクリを新しくしなきゃいけないとかいろいろ問題が出てくると思うんだ。そうしたら、ある程度分かる企業ってあるでしょう。俺はあると思うよ。俺の知り合いにもいるぐらいだから。ネットで調べて出すなんてもってのほかだよ。こういうことを今度説明するとき、また変わるんでしょう。SSPの調査特別委員会をしなきゃいけないとか副町長言っているけれども。全部負担になるんだよ、分かる。特別委員会開くの、みんな集めてやらなきゃいけないの。きちっと説明していただければ、そういうこともする必要ないのよ。きちっとした説明がないから質問しているわけです。ちょっと声が高くなってしまったけれども、きちっと説明してほしい。毎回変わるんだ。どういうことなのか。間違いなくスポーツXで盛土した後、全部やるということで間違いありませんね。まず町長。

もう一つ、それから今日の今日になって、この間まで川砂を第2工区に仮置きして第1工区にという話をずっとみんな聞いていたと思うんです。今日の今日だよ、今だよ。一気に第2工区のところまで運ぶような話になっている。これいつ決まったの。それ何で説明ないの。毎回だけれども。議会当日に説明するなんて話じゃないでしょう、これ。違いますか。どう説明するんですか。教えてください。

議長（石川良彦君） 初めに、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私は事務屋でございませんで、最終判断は私がしなければなりません。それで、資金について云々言っていますが、スポーツ

Xの株主の背景を見ますと、我々行政よりもよっぽど資金力もあるし、その株主人がこの事業にかなり神経も使っているようであります。

我々の町としての役割は、まず地権者から土地を購入して、国交省が盛土をしてもらう、その関係までは我々がきちっと町としてやらせてもらうという約束しておりますので、それについては町が責任を持ってやると。それ以降、構想をつくる、グラウンドを造る事業については、スポーツXが担当するということがはっきりしておりますので、幾らかかろうが、我々は町の責任だけは果たすと、後の事業をやる整備については、スポーツXがやるという役割分担ですから、何もそんなに驚いてこの事業に取り組んでいるわけではございません。

それから、最終的に議員はとめどなくこの町が負担しなくてはいけないというようなニュアンスでお話ししているようでありますが、そんなことではございませんので、最初の決めたとおりの内容を我々が果たすことが次のスポーツXがやる仕事に進めるということでありますので、何ら私は大きな問題はないと思っておりますので、こうなったらどうする、またこれがこうなったらどうするという考えは、私はございません。そうならないように一つ一つ、今度は、今日もし提案している案件がお認めをいただいたら、議員が心配している不明な町の試算について、今度は正確な数字を出して、全て、今まで滞っていた問題も解決していくと思っておりますので、まず、今日が全てであると私は捉えておりますので、よろしくどうぞ御理解をいただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

まず、繰り返しになりますけれども、今回お配りしている資料というのは、先日、全員協議会で御説明した際、口頭で御理解いただけなかったかなと思ったところを書面にして資料として今回お出しさせていただいているというところで、4ページ目については、あくまでも構造の内容を説明しているものではなくて、費用分担について説明する際に図面をつけているという御認識をいただければと思ってございます。そこに記載のとおり、碎石、それから砂が必要になった場合も、町のほうで施工するのではなくて、記載のとおり、その増工分はスポーツXさんに負担をしていただくというところでございます。

それから、第1工区、第2工区の仮置きの話でございますけれども、

計画というのは日々変わっていくものだと思います。そこを確定させるためにも設計を動かさないと、なかなか確定したところというのは協議を重ねながら設計というのは進めていきますので、設計しない段階で仮に町のほうで計画を立てても、そこは協議段階でどんどん変わっていくものになっていきますので、町の中でだけ計画というのは練れることではないので、そこは時点で都度変わっていくというのは、私のほうでは当然かと思っています。

以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） この事業主、ベンチャー企業ですか、前もお話しさせていただきましたけれども、どうなるか分からない、計画どおり行かない、だけれども温かく見守っていくという話もいただきました。だけれども、我々議会の中で税金を扱う中で、我々議会議員は議員であるがゆえにいろいろなことを審議しなきゃいけないと。身勝手に、今、提案されている方が町じゃなく民間で、我々も議員じゃなく民間であれば、じゃあ頑張ってくださいと、それで済むんですけれども、そういう仕組みの中にいるわけじゃないですよ、この議会は。

それで、測量設計業務、今回も5,400万円提案されてきましたが、日本の中である物を造る、あるいは購入する、例えば、うちを購入するとき、平屋あるいは2階建て何坪、これにあるいは車であれば軽自動車、中型……。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員、具体的に質問してください。

11番（高橋重信君） いや、これちょっと大事なことだ。

その都度、見積りは出せるんですよ、概算で。それが概算を出せないというのは、日本の国の中のものじゃないのであれば分からないということもあるんですが、本来なら概算のものを出示していただいて、その後に補正なりなんなりで修正していくのかなと、そのように考えるわけなんです。

それで今回、今日、朝に机の上に上がっていたわけなんですけど、今まで何度となく概算の工事あるいは工事費が上がってきているわけなんですけど、その都度2回も否決になった中でもまたこうやって出てきているわけなんですけど、最後に町行政でかかる金額がまるでなっていて、3回目の採決をやるというときに、何でここに金額を載せていないのか。これを審議して賛成しようと、町民の方はこんなことを議会議員やってい

るのかと、とてもじゃないけれども、こんなのきちっとしたものを提出していただいて審議しなきゃ分からないんじゃないのかと怒られます。なぜ、ここに金額を書くことができなかったのか。

この間は、1億円、3億円の4億円しかかかりませんよと住民説明会のとき、そして、この間、6億円プラスの10億円になりましたよと、この辺なぜ載っていないのか。これで審議してくれと言われても、できないです。今日、傍聴に来られた方も、何だ、これで審議しろと言ったってだって無理なんじゃないのと思うのかなと思うんですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 2つございまして、まず1つ目、概算事業費についてですけれども、ちょっと改めて御説明をさせていただくと、先日9月13日の説明資料の中に、事業を行うためには計画段階、それから設計段階、実施段階と手順を踏んで進んでいきますよという御説明をさせていただきました。

そこで、計画段階において一度概算事業費を出していきますと。そこで出た概算事業費の精度を向上するために、次、詳細にもう一度設計をしていきますと。そこで再度、概算事業費のブラッシュアップをかけていくと。その次に実施に入っていくというところでございます。

既に概算事業費が出ていないんじゃないかというところですが、先日もお示ししているとおおり、計画段階の概算事業費は既にお出ししていると。今回、概算事業費と言っているところは、既に出している概算事業費をさらに精度を上げて概算事業費をするために発注をしたいと考えているところでございます。その概算事業費をもって、繰り返しですけれども、事業の今後進めていくという判断をするための詳細に条件をお出しできるかなと思ってございますので、決して概算事業費が出ていないというわけではなくて、これまでもお示ししている額については既に発注をしているというところでございます。

2つ目ですけれども、今回のお示しした資料に事業費が入っていないんじゃないかというところですが、今回お出しした資料というのは、先日18日の全員協議会で、スポーツXが作成している資料について更新がされていないのではないかとということで、町とスポーツXの費用分担の表の一覧を修正していただきたいという御指摘に、そこに今回御回答させていただいたのが本日お配りしている資料になってございますので、そこはもともと企業が作っている資料ですので、そこは企業の

ほうの金額はもともと入っておりまして、分担のところを今回修正した
ものをお出ししているというところで、これまでと同じ資料でございま
して、あえて消しているというところではございませんので、御理解い
ただければと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 今、課長の答弁は、その都度、概算費を出しております
よということなのですが、当初3億2,000万円、あるいはその都度変わ
ってきているわけです。これが最後だよというのがなければ概算にも何
もならないんです。言い訳の資料しかないんです。こんなのはどこで概
算のものだって、最終的にはこの事業はどのぐらいかかるんだと、周り
にあるいろいろ設置されて利用して造ったりなんだりしているから、い
ろいろな情報を聞くことができるんじゃないですか。あるいは、県には
物価本もあるし、あるいはいろいろな情報、県であれば、今度業者に聞
いたりなんだりするし、そういう窓口を有効に利用するとか、とてもじ
ゃないけれども、今まで示したのを概算予算としてありましたよという
答弁されても、ちょっと聞くことできないのかなと。

それから、前に説明して、これは今回は載せていませんよと。我々、
商売じゃないんですけれども、議会と執行部はここでどうなるか、契約
するのと同じような認識を持ってもらわなきゃいけないんです。しっか
りとした事業のもの、あるいは予算をしっかり出してもらって、今まで
のその都度変わってきているから、そんなんじゃ信用できないから駄目
だということで反対しているんです。誰にこれ、町民に説明何をしてい
るの。

議長（石川良彦君） 直接やり取りしないでください。

11番（高橋重信君） 5回、10回じゃないですよ。とてもじゃないけれども、
こんなの、だから今まで質問された中で、いや、これで……。

議長（石川良彦君） 質問にしてください。

11番（高橋重信君） これで町で予算を何億、何十億出せと言ったってできな
いんじゃないですかと私は思うんです。今まで町民の声……。

議長（石川良彦君） 傍聴者の方に申し上げます。静粛にお願いします。

質問にしてください。

11番（高橋重信君） 何でもかんでも執行者の意見を賛成しなきゃいけないの
かと。ここで審議しなきゃいけないこの案件はあまりにもまだずさんな
のかなと、そのように考えます。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（金須豊洋君） 議員の今の御意見に対して、まずは議員とは9月13日のSSPの調査特別委員会の場面で、今後かかる費用について、概算ではありますが、今回の5,400万円のほかに工事費等でも2億4,000万円というお話、資料で御説明させていただいております。

それで、本日お配りした資料というのは、そのときも含めましてですが、口頭で回答したものがなかなか伝わらない部分、お伝えできない部分があったものですから今回書面で配ったということで、その部分に限定しているということでございます。ですので、これまでかかる費用につきましては、概算という御指摘はいただいておりますけれども、説明させていただいております。

その中で、今回は地質調査、高橋議員は先ほど家を建てる場合という例示をされましたが、家を建てる場合に、地盤の調査をきちっとしなければ、上物だけの見積りだけをして基礎とかそういったかかる費用というのは精査できませんよね。今回お願いしているのは、地盤調査をして実施設計をやらせていただいて、それを報告させていただきますと、その中に概算事業費もきちっと精度を上げて報告させていただきますという御説明をさせていただいております。

執行部とすれば、そういったことをすることによって、議員の皆様の心配している点について回答できるということと、もう一つ、一番最初に言われた10億円という事業費なんですけれども、それは調査特別委員会において、これまで過去にやった委託業務の成果、どういったことをやってきたんだという中で、コンサルタントに委託して、その当時の事業費として10億円というのがあります。ですけれども、SSP事業自体は4億円で、6億円については、先ほど担当課長からも御説明しましたけれども、農業施設団地の分です。園芸団地の分です。

それはなぜかという、当時、成果は2月にまとめられていますが、被災した2法人が進出の可能性もあるという中で、町とすれば、造成経費はどの程度かかるんだろうということで試算したと。そして、報告書にまとめた。ただし、それ以降、実際、農業施設団地に進出する企業4社と調整を進めてきておりまして、園芸ハウス等を建てる団地の部分の造成については、企業側での負担ということで方向を変えております。

ですので、住民説明会もしましたけれども、町が負担するのはSSP事業を実施する19ヘクタールという部分になりますので、町はその部分

の住民の皆様の負担、そういった心配される声をしっかり受け止めておりますので、その部分を精査するために、今回、実施設計と地盤調査の部分の経費をお願いしたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ちょっと静粛にお願いします。ほかにございませんか。

先ほど、端的に質問してください。先ほど終わったんじゃないんですか。じゃあ、短く具体的に。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 今、副町長、地質調査しなければ予算が出ないということなんですが、あの辺の地域はどういう地域なのかなと。岩盤の強いところなのか、柔いのか、あの辺は沼地なのかなと。粕川大橋造るときも相当な補強しているはずなんです、弱いということで。それに基づいて、ある程度の物ができると思うんです。

先ほど質問、地質調査の場所3か所で大丈夫だと言っていますけれども、こんな柔いところだったら3か所じゃなく5か所も6か所もやるべきじゃないんですか。そうしたら、その予算がどうなるのかと。ちぐはぐな質問になっていくから、分からないような説明なのかなと考えるわけです。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（金須豊洋君） まず、地盤調査をして精度を上げるというのは、先ほど担当課長からも御説明しましたけれども、堤防の工事に伴う地質調査やっておりますし、あとは県道のほうの調査ももう既に土木事務所のほうから地質データ等をいただいております。その中で、今回不足していると思われる部分のボーリング調査を3点実施しますと。実施する箇所はコンサルさんのアドバイスも含めてやりますと。

もう1点は、ボーリング調査だけではなくて、そういったものを捕捉するために地盤の強度を測るやり方はございますので、基本的にボーリング調査、プラスそういったサウンディング調査というんですけれども、10メートルぐらいまでは土の強度を測れる試験調査方法はございますので、そういった方法を併用しながらきちとした成果を上げていくということで取組のほうさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。1番赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 副町長からの御答弁の中に、総事業費の中で建物に例えてということで上物とあと地盤調査ということがありましたが、それ以

外でも、やはり上下水道をどうするかとかということが発生してくると思います。その辺も含めた概算をしっかりと出していただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（金須豊洋君） 今御指摘いただいたとおり、今回実施する上で、そういった下水とかそういった部分の費用負担も含めてという形になります。

それで御理解いただきたいのは、今回、一時造成までは町で19ヘクタールやりますけれども、それ以外の部分の上に載せるものとか建物というのは、スポーツX社さんの施工ということになってまいります。

その中で、今、町がなかなか方向を決められないでいるのは、やはり粕川地域には農業集落排水もありますと、その施設自体は、今、若干の余力はあるんです。今後、その施設を供用していく上で、やっぱり維持管理費もかかってまいりますので、逆にXさんで整備する処理人口分を一部でも受け入れられないかということで、農集排の経営をきちっと下支えするようなことができないかということ。

もう1点は、今回、600人規模の宿泊棟2棟という計画になっておりますので、その処理人口に対して、今のところはスポーツXさんのほうにコミュニティプラントということで独自に課污水处理をしていただく、そういったことも念頭に調整しておりますので、かかる負担、こちらでやった場合はどうなるかというのは、Xさんと町が調整しながら見える形で御説明できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひ、しっかりとした数字も出していただきたいと思うんですが、できるだけ、それも一緒に示していただければありがたいと思うので、その辺もしっかりと協議はしていただきたいなと思います。

そして、あと先ほちょっと土地の契約に関する条件面ですとか期間について、素案のほうが大体出来上がっているということだったんですが、もうそれも6月に行ったことで、できるだけ早くという御回答はあったんですが、今9月になりますので、その辺も含めてじゃあいつまでに出していただけるか、ちょっと御回答をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

役場のほうとしてまとまるのは間もなくだと思いますが、それをやはり議員の皆様にお示しする前には、Xさんのほうにやはりお示しをしてある程度御了解をいただいた上でないとまた内容が変わるということも

あるかもしれませんので、その辺ちょっと時間をいただければと思いますので、できるだけ早くお示ししたいと思いますが、今、いつという形はXさんのほうの御回答ということもありますので、ちょっとこの場でいつと言うのはなかなか難しいのかなと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。ないですか。1回ちょっと待ってください。

それでは、まず本案に対する反対討論の発言を許します。6番鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） 始めます。

今回の議案に対し、私は反対の立場でございます。

反対の理由としては、これまで2度の否決があり、3度目の提案には疑問が残りますことと、過疎化対策、町のにぎわい対策として、この事業で180度変えられるとは到底思えません。交流人口が80万人というキーワードに惑わされてはなりません。よく考えてみてください。道の駅ですら交流人口が60万人あり、どうでしょうか、これで人口増加は進んだのでしょうか。なぜ60万人の交流人口があり、今、過疎化へ突き進んでいるのでしょうか。

人口減少は大郷町だけの問題ではありません。将来の大郷町を考えたとき、この事業ではなく、小規模で構わないので宅地造成が人口減を食い止める手段だと思っております。

そして、今回の補正予算約5,400万円、原資は企業版ふるさと納税を充てるとのことですが、町民の方々の理解を得るのは難しいと思います。例えば、家庭内で家を建てるとしましょう。家族で話し合い、この予算だったらと始まるかと思いますが、この事業をやっていけるかどうかの判断に約5,400万円の予算をつぎ込む対応は、理解に苦しみます。もっと違った方法を見いだせなかったのでしょうか。

今、大郷町は、厳しい財政調整が続いております。町長が先ほどおっしゃった滞っていた問題点を解決することも急がれると思います。その中で、次世代に財源を残すのも私たちの役目ではないでしょうか。私は、諦める勇気、判断も必要ではないのかと思っております。それなので、私は今回の補正予算に反対いたします。

皆さん、私の反対討論に御賛同いただけますよう、よろしくお願い申

し上げます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。3番鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 賛成の立場で御説明いたします。

今まで2回の否決を受けております。今回の提案も、真っ向から否決することも十分考えました。もしそうなった場合、執行部には後悔の2文字が残り、後味の悪い結果になるのではないかと思います。執行部がなぜスポーツXを諦めず、3回目を提案してきているのか。それには何か特別な思いがあるものと推測します。

今まで2回否決されている理由として、2つ考えました。まず1つ目は、スポーツXの経営に疑問を抱き、いつまで事業が続けられるのか。そして、2つ目は総事業費の不透明化です。執行部からの説明にはほぼ毎回のように変更が生じています。よく言えばアップデートなのかもしれません。

今回の提案は、先ほどの総事業費を明確に、かつ精度の高いものが出る予算になると思います。この総事業費をまずは具現化することにより、執行部、そして議会としても、今後、この事業を進めるべきか、やめるべきかの大きな判断材料になると考えます。

また、この予算は、スポーツXのために利用してほしいとして企業版ふるさと納税から利用するものです。

以上で賛成討論の説明を終わります。皆様の御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 静粛にお願いします

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 議案第55号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第6号）に対して、反対の立場で討論を行います。

今回の予算は、これまで議会で2回否定してきた予算から測量設計業務に関するものを分けて提出されたものであり、認められるものではございません。

今回の予算のうち、SSP事業マネジメント業務委託費2,130万円の中には、農振除外申請や農地転用申請、用地交渉など、土地の購入費が可決された後に着手できる作業の費用が含まれていることが、先ほどの質疑によって明らかとなっております。

もともとこのSSP関連予算は、土地購入費と測量設計業務の費用がセットで提案をされておりました。今回は、測量設計業務に関する予算

のみの提案となっております。マネジメントの業務委託費については、測量設計業務に関するものと土地の取得に関するものは、分けて提出すべきではないでしょうか。

さらに、事業者であるスポーツX社と町との間の分担や費用金額が不明瞭であることも問題でございます。先ほどの質疑においても、盛土の必要性についてスポーツX社は認識しているとの御答弁でございました。これまでの説明が何度も変更となったこともございます。二次造成時にスポーツX社が行う盛土の土についてや下水処理に関する負担など、不明となっている事項がございます。スポーツX社との詰めの協議を行うことを求めます。

地方自治法第2条14項によりますと、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとしております。この法の趣旨にのっとりまして、多額の予算を使わなくても粗い概算金額は十分に算出できるのではないのでしょうか。

以上で反対討論を終わります。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第55号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 委発第2号 議会傍聴人規則の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第12、委発第2号 議会傍聴人規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、熱海文義議員。

傍聴者の方、静粛をお願いいたします。傍聴者の方をお願いいたします。
静粛をお願いいたします。
議会運営委員会委員長（熱海文義君） それでは、提案理由の説明を行います。
委発第2号

令和6年9月20日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 熱海文義

賛成者

同委員 鈴木利博

同委員 鈴木恵子

同委員 金須新一

同委員 佐々木和夫

同委員 高橋重信

議会傍聴人規則の一部改正について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由の説明をいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例に規定する不当な差別的取扱いの禁止を踏まえ、第4条第1項中、第7号「精神に異常があると認められる者」を削除するもの、また、現行に合わせ、第7条第4号中「、外とう、えり巻」を削除するものでございます。

別紙を御覧ください。裏面でございます。

議会傍聴人規則の一部を改正する規則

議会傍聴人規則（昭和49年大郷町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第7条第4号中「、外とう、えり巻」を削る。

附則

（施行の期日）

この規則は、公布の日から施行する。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（石川良彦君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第2号 議会傍聴人規則の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 次に、日程第13、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

それでは、閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、時節柄大変お忙しい中、連日御審議を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

今定例会は、去る9月4日開会以来17日間にわたり、令和5年度各種会計、決算認定を中心に、条例の制定、一部改正、令和6年度各種会計

補正予算などを審議してまいりました。議員各位の特段の御協力により、ここに今定例会を閉会できましたことに対し、皆様方に敬意と感謝を申し上げます。

今定例会に提案されました諸議案、決算認定等、いずれも町政を展開していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては、町民の代表機関としての機能を十分に発揮され、終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切、妥当な結論を得たものでありまして、この御精励に対し深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、執行部におかれましても、町長はじめ課長各位には、審議の間、常に真剣な態度で御協力をくださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見、要望などに対し特に配慮していただき、町政執行に十分反映されますようお願いするものであります。

時節は収穫の秋です。議員各位には何かと御多忙のこととは存じますが、それぞれ御自愛いただきまして、今後とも町政の積極的な推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

議長（石川良彦君） これにて令和6年第3回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午 前 11時57分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員